

6 成 年 後 見

1. 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を支援する制度で、成年後見人や保佐人、補助人が本人に代わって預貯金や財産の管理、福祉サービスや介護サービスなどの契約手続きなどを行い、本人の財産や権利を守る制度です。

2. 事業の概要

高山市成年後見支援センター

判断能力が不十分になっても、住み慣れた地域でその人の意思が尊重され、安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する市民や関係する事業者からの相談対応や利用支援などを行う「高山市成年後見支援センター」を設置しています。

- ・設置場所 高山市役所
(福祉サービス総合相談支援センター内・各支所はランチ職員が対応)
- ・設置年月日 令和4年4月1日(高山市社会福祉協議会に委託)
- ・職員 社会福祉士1名(R7.4.1)
- ・業務内容
 - ① 成年後見制度に関する広報及び普及啓発
 - ② 成年後見制度に関する相談及び利用支援
 - ③ 成年後見制度の利用支援に関わる関係機関等との連携
 - ④ 成年後見人等に対する活動支援及び受任調整
 - ⑤ 成年後見人等として活動できる人材の育成
 - ⑥ 高齢者及び障がい者の権利擁護、虐待防止
 - ⑦ 終活に関する相談及び支援

相談延べ人数 (単位：人)

年 度	6 年 度
高齢者	679
障がい者	134
その他	76
合 計	889

成年後見制度講座・・・2回開催

終活セミナー・・・・・・3回開催